

平成29年11月10日  
埼玉高速鉄道株式会社

## 駅社員による収入金の不正着服について

埼玉高速鉄道株式会社（埼玉県さいたま市緑区：代表取締役社長 荻野 洋）において、駅社員が収入金の一部を不正に着服していたことが下記のとおり判明いたしました。

職務権限を悪用した本件行為は、当社社員としてあるまじき行為であり、深くお詫び申し上げますとともに再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1 概要

当該駅社員は、平成29年11月7日（火）に勤務する鳩ヶ谷駅において、駅の収入金を集約するシステムのお客様による誤購入乗車券の返金時に入力するデータを不正に登録することで、あたかもお客様に返金を行ったと装い、収入金の一部を不正に着服しました。

同日、収入金の集計作業を実施した際、他の社員が書類に不審な数値を認めたため、調査を行った結果、判明したものです。

なお、過去にも同様の手口での着服を認めており、当該社員が当該着服金の返済の意思を示しておりますので、引き続き調査は継続しております。

#### 2 不正着服金額

200,000円（うち180,000円は同日中に当該社員から回収いたしました）

注）現時点で判明している金額です。

#### 3 当該社員

駅務係 20代 男性

#### 4 処分

社内規則に則り厳正に処分いたします。

#### 5 再発防止策

##### (1) 社員への教育及び指導の再徹底

全駅の社員を対象に改めて教育を実施し、法令の遵守等、職務を厳正に遂行するよう再徹底いたします。

##### (2) 収入金管理体制の見直し

規程類及び手順等について検証・見直しを行い、本社部門による確認範囲の拡大等、再発防止を図ります。

##### (3) 継続的な再発防止策の検討

今後も継続的に再発防止策を検討してまいります。

#### 6 お問い合わせ先

総務部 新井・栗原 電話 048-878-6867

以上